

日本取引所自主規制法人 2023 年度考査計画

2023 年 3 月 30 日

日本取引所自主規制法人 考査部

I. 基本方針

当法人は、東京証券取引所及び大阪取引所の自主規制業務を担う専門の機関として、以下の基本方針に基づき、取引参加者における法令及び取引所諸規則（以下「法令等」といいます。）の遵守状況並びに業務及び財産の状況について考査を行います。

1. 取引所グループの一機関としての専門性を発揮した考査の実施

当法人は、市場の公正性と信頼性の確保のために、マーケットに密接した自主規制機関として、国際的な規制の動向等市場を取り巻く環境や諸課題を的確に把握しつつ、取引所の市場運営部門及びシステム部門並びに清算機関と連携し、専門性の高い考査を実施します。

2. 取引参加者の業務及び財産に係るモニタリング

金融庁・証券取引等監視委員会とも緊密に連携し、取引参加者に係る各種情報（取引所市場での売買状況、取引参加者から提出される各種届出書・報告書、開示情報、過去の考査結果、他機関の検査結果、清算に関する情報等）の収集・分析のほか、以下を柱としたモニタリングを行います。¹

(1) 各種発生事案等の迅速な実態把握の実施

取引参加者に係る各種情報を契機に、内部管理態勢上の状況把握を行う必要があると判断した場合、各種発生事案の実態、発生原因及び改善計画等について、取引参加者へ確認を行い迅速に把握します。

(2) 定期的なコミュニケーションの実施

検査担当責任者等の方々との定期的なコミュニケーションを通じて、取引参加者から提出される各種届出書・報告書等からは把握できないような各社の課題や内部管理態勢等について、実態を把握します。

¹ 対面でのコミュニケーションのほか、Web会議ツール・電子メール・電話（以下「Web会議ツール等」といいます。）も活用して行います。

(3) ターゲットを絞ったモニタリングの実施

複数の取引参加者において同様の不備の存在が懸念される場合や、法令等改正・取引所システム更改への対応状況等について確認する必要があると判断した場合、アンケートやヒアリング、社内点検の実施要請等により、「特定の項目」や「特定のテーマ」にターゲットを絞り、横断的に実態を把握します。

また、これまでは経営体制・財務内容に確認を要する先を中心にモニタリングを実施し、必要に応じて継続的なヒアリング等を行ってききましたが、今後は、内部管理態勢に係る懸念点等の確認についても同様にモニタリングの手法を積極的に活用します。

3. リスクベースアプローチに基づく考査の強化

考査やモニタリングの結果を踏まえて各取引参加者のリスク評価を行い、リスクベースアプローチの強化を図ります。また、実効的かつ効率的な取引参加者管理の実現のため、考査とモニタリングの全体最適を図ってまいります。

(1) リスクに基づく考査先の選定

リスク評価結果に基づき、リスクが高いと認められた取引参加者を優先的に考査先に選定します。

また、より深度ある確認を迅速に行う必要があると判断した場合、前回考査からの経過日数等に関わらず、特定の項目に焦点を当てた機動的な考査を実施する場合があります。

(2) リスクの軽重等に応じた柔軟な考査の実施

リスク評価結果や考査先の業態・個別の状況を踏まえ、考査において焦点を当てるべき項目・テーマを選定します。また、リスクの軽重等に応じて、柔軟に考査日数・人数を決定します。

4. 取引参加者による内部管理態勢の強化に向けた対応

考査においては、法令等に違反する行為や市場の運営に鑑みて不適当な業務の状況が認められた場合は是正・フォローアップはもとより、不備とは認められなくても、将来的にリスクとして顕在化し得ると捉えた事項については、経営陣も含めた双方向の対話による問題意識の共有を行うなど、取引参加者における自律的な内部管理態勢の整備を促進します。

II. 2023 年度における取組み

1. 考査にあたり留意する主な環境変化・制度改正等

(1) 売買管理をめぐる状況

2022 年度には、大手証券会社において、自己売買での相場操縦事案（東京証券取引所及び大阪取引所による処分：2022 年 12 月）が発生しました。²

また、東京証券取引所は、「取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則」の一部改正を行い、取引参加者が一定の要件を満たした売買管理体制を整備していること等を条件に、取引参加者の業態や顧客属性等に応じた売買審査（いわゆるプリンシプルベースの売買審査）の実施をより柔軟に認めることを明確化しました（2022 年 4 月施行）。³

その他、近年では、一部の取引参加者において売買審査の高度化を目的とした売買審査システムへの人工知能（A I）の活用が一部開始されるなど、売買審査手法の多様化の動きが見られます。

(2) I T の利用に係る状況

取引参加者のシステムに対する悪意のある第三者による不正なアクセスにより、ランサムウェアに感染し顧客に一部サービスの提供を行えなくなったり、顧客資金の不正出金及び顧客情報の漏洩等顧客が被害を受ける事例が昨今複数確認されています。

こうした状況を踏まえ、日本証券業協会はインターネット取引における不正アクセス等の防止に向けたガイドラインを策定・公表しています（2021 年 3 月策定、同年 7 月改正⁴）。サイバー攻撃の脅威が増大する中、取引参加者には、同ガイドラインを踏まえたシステムの安定稼働の確保及び情報セキュリティ管理の徹底が、引き続き求められています。

² 当該事案の発生を受け、ブロックオファーに類する取引を行っている他の取引参加者に対し、業務フローや売買審査態勢等に係るヒアリングを実施しました。

³ 「取引参加者の売買審査に関する要件の見直しに伴う『取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則』の一部改正について」（2022 年 4 月 1 日、売買審査・監理責任者・検査担当責任者あて通知）

⁴ 日本証券業協会 「『インターネット取引における不正アクセス等防止に向けたガイドライン』の一部改正について（https://www.jsda.or.jp/anshin/inv_alerts/alearts04/index.html）」（2021 年 7 月 20 日）

併せて、金融庁が公表している「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」⁵等の内容も参考にしながら、外部委託先管理も含めたシステムリスク管理態勢の整備や高度化に向けた対応を行うことが期待されています。

(3) 高速取引行為等をめぐる状況

東京証券取引所及び大阪取引所では、取引参加者に求められる注文管理態勢について、「取引参加者における注文管理体制に関する規則」等において明確化していますが、2021年1月には、顧客の注文管理に係る制限又は措置に関して、取引参加者による直接的かつ排他的な管理権限のもとで行うこと等を義務付ける、同規則の改正⁶(マーケット・アクセス・ルールの導入等)を行いました。これを受け、審査において同規則改正への対応状況を確認しています。

(4) 商品先物等取引参加者をめぐる状況

2022年度においては、商品先物等取引参加者による、長期間にわたる実態と異なる自己資本規制比率の算出等に関して、大阪取引所による処分事案(2022年9月)が発生しました。⁷

また、商品先物等取引参加者に対して初回の審査を順次実施しており、当該審査及びモニタリングにおいて、売買管理態勢やシステムリスク管理態勢を中心とした管理態勢の更なる向上に向けた継続的なフォローアップを実施しています。

2. 重点審査項目等

上記の環境変化等を踏まえ、2023年度は、以下の(1)～(4)を重点的に確認します。

(1) 不公正取引の防止に係る売買管理態勢の整備状況

不公正取引のおそれのある取引の抽出・審査・措置(ブロックオフ

⁵ 金融庁「『金融機関のITガバナンス等に関する調査結果レポート』及び『金融機関のシステム障害に関する分析レポート』の公表について(<https://www.fsa.go.jp/news/r3/20220630/20220630.html>)」(2022年6月30日)

⁶ 「マーケット・アクセス・ルールの導入等に伴う取引参加者における注文管理体制に関する規則の一部改正について」(2020年4月10日、有価証券売買責任者・ToSTNeT 売買責任者・指数先物取引等責任者・国債証券先物取引等責任者あて通知)

⁷ 商品先物取引法に基づく純資産額規制比率についても実態と異なる比率が算出されていたことから、株式会社東京商品取引所も処分を実施

ァー等の新たな取引手法への対応を含む。)に加え、当法人から不公正取引に係る照会(海外原始委託者に関する情報を含む。)を受けた際の対応や売買管理業務に係る内部監査の実施状況も含め、顧客層等を踏まえた実効性のある売買管理態勢が整備されているか、当法人売買審査部門等とも連携しつつ検証します。

プリンシプルベースの売買審査については、その導入状況をフォローし、導入した取引参加者については、導入にあたっての要件が充足されているか等について検証します。また、売買審査業務にAIの活用を開始又は検討している取引参加者については、その活用について、売買審査の実効性が担保されていることが適切に確認(導入時に加えて継続的な確認を含む。)できる態勢を構築しているか等について検証を行います。

(2) システムリスク管理態勢の整備状況

取引参加者における売買取引の受託、発注及び決済等に関するシステムの開発・運用が適切に管理されているかについて検証します。システム関連業務を外部委託している場合は、取引参加者が主体的に外部委託先の業務状況等を確認しているか検証するほか、クラウドサービス等の新技術を活用している場合は、当該サービス固有のリスクの把握や取り扱うデータ及び適用する業務の重要度に応じた低減措置を行っているか等について検証します。

システム障害に関しては、システムの安定稼働の観点から有効な障害対策(自社システム及び取引所システム等に係る障害ケースへの対応手順の整備や、主要業務での複数ルートの実備等)が適切になされているかに加え、障害発生事象について原因を把握し、当該原因を踏まえた再発防止策の策定が適切に行われているか等について検証します。

サイバー攻撃については、顧客被害の発生を防ぐための対策(ID・PWの適切な管理、侵入可能経路の特定、出金口座の変更・追加に係る監視や制限等)や、巧妙化した手口でのサイバー攻撃が増加していることを踏まえた対策(リスク評価、対応手順の策定、訓練の実施等)が有効に講じられているか等についても併せて検証します。

(3) 高速取引行為等に係る管理態勢の整備状況

高速取引行為等に関して、マーケット・アクセス・ルールを含む注文管理態勢の整備状況について、引き続き検証します。また、異常発生

時への対応を含め高速取引行為に係るシステム管理・通信管理等についても適切な態勢を構築しているか検証します。⁸

(4) 商品先物取引等に係る管理態勢の整備状況

商品先物等取引参加者に対して、考査及びモニタリングでの売買管理態勢やシステムリスク管理態勢等に係る指摘に対する改善状況や、処分事案に係る改善状況の確認を行うなど、2023年度についても、引き続き、業務執行態勢の向上に向けた対応を行ってまいります。

(5) その他考査等において注視する事項

以上のほか、近年取引参加者を取り巻く状況を踏まえて、当法人が考査等を行うにあたっては、主に以下の事項に関して注視していきます。

- ・ 経営権譲渡や組織再編等があった取引参加者における、経営体制、今後のビジネスモデルを含む事業計画、業務執行体制等への影響
- ・ 前出のクラウドサービスに加え、RPAやAIの活用等をはじめとした、取引参加者におけるデジタルトランスフォーメーションへの対応状況。また、それらに係る外部委託の活用状況
- ・ 海外での規制変更や、海外関連法人での財務リスクの発現等が取引資格を持つ本邦法人に与える影響
- ・ 顧客の高齢化や売買手数料の引下げ競争等に伴う顧客資産の流出等を受け、新たな収益源を確保するための新商品やサービスの多様化等の動き
- ・ 最良執行規制の改正に伴う対応状況
- ・ 2023年5月に予定している大阪取引所市場における新商品の上場⁹に伴うシステム対応状況

3. 当局及び他の自主規制機関との情報交換・連携

取引参加者に対する監視機能の総体としての向上に貢献するため、金融庁、証券取引等監視委員会、日本証券業協会及び他の取引所等との情報交換・連携及び問題意識の共有について、引き続き強化を図ります。

⁸ 東京証券取引所「高速取引行為の適切な管理のための点検について」(2018年11月26日、有価証券売買責任者等あて通知)、大阪取引所「高速取引行為の適切な管理のための点検について」(2018年12月18日、指数先物取引等参加者等あて通知)

⁹ 日経225マイクロ先物・ミニオプション・短期金利先物・ESG先物

4. 考査業務に関する情報発信

考査・モニタリングの考え方や実施状況、措置の状況等について引き続き広く情報発信を行います。これらは、取引参加者に対して考査上の観点や考査で認められた不備の状況を共有することで適切な対応を促すこと、また、資本市場関係者に対して取引所市場の信頼性確保の観点から当法人の考査業務について理解いただくことを目的としています。

5. 考査の実施要領・内部管理態勢改善のサポート活動

その他の考査の実施に係る具体的な要領及び取引参加者へのサポート活動については、別添資料を御参照ください。¹⁰

以 上

¹⁰ 2023年度の考査については、新型コロナウイルス感染症に係る行動制限緩和の状況も踏まえつつ、対面でのコミュニケーションの重要性に鑑み、実地考査（別添資料1.「(4)考査方法」を参照）を原則とし、必要に応じてWeb会議ツール等を一部活用して実施します。

別添資料

1. 考査の実施要領

取引参加者に対する考査は、原則として以下の要領により実施します。

(1) 考査の種類

取引参加者の業務及び財産に係る継続的な分析に基づき、考査を行う必要性がより高いと判断される取引参加者に行う「一般考査」、考査終了後、必要に応じて1年程度以内をめどに改善状況を確認するために行う「フォローアップ考査」又は各種状況に基づき特定の項目に焦点を当てて行う「特別考査」により行います。

(2) 他の自主規制機関との合同検査

日本証券業協会及び他の金融商品取引所と同時かつ一体的に行う合同検査を今後も継続して実施します。

(3) 考査の事前通知等

考査を実施する場合には、原則として、4週間程度前に考査の開始日及び方法等を、2週間程度前に担当考査員の氏名等を、取引参加者代表者あてに通知します。

考査に当たっては、当法人から考査対象会社の検査部門担当者に、考査に必要な各種資料の作成を事前に依頼します。¹¹

(4) 考査方法

取引参加者の本店等に臨店して行う「実地考査」又は取引参加者からの提出書類に基づいて行う「書類考査」により行います。

実地考査では、帳簿書類等の各種資料を調査するとともに、取引参加者の役職員との双方向の対話によって、業務実態を多角的に分析し、業務運営上の問題点等を検証します。

(5) 考査期間及び考査員数

取引参加者の規模や実態等、その特性を踏まえて、考査期間及び考査員数を決定します。

(6) 考査結果の説明等

考査終了後、考査の結果や内部管理態勢の整備状況の評価等について、取引参加者代表者及び内部管理統括責任者等に説明するとともに、考査結果を取引参加者代表者あてに通知します。

(7) 考査結果に基づく措置

¹¹ 事前に作成を依頼する既定の資料のフォーマットは、Target より入手可能です。なお、取引参加者の業務内容等により、既定のフォーマットに加えて事前に資料作成をお願いすることがあります。

考查の結果、法令等に係る違反行為等が認められた場合は、公益及び投資者保護を確保する観点から、取引参加者に対して取引所による処分¹²、勧告又は当法人による注意の喚起等の措置を行います¹³。

法令違反等		社内管理体制の不備等
処分	取引資格の取消し	勧告
	売買等の停止又は制限	
	過怠金の賦課	
	戒告	
注意の喚起	担当理事による注意	要請
	審査部長による注意	
	担当審査員による注意	

(8) 考查終了時の意見交換及び意見の申立て

考查終了時の意見交換等により、取引参加者と審査員との間での事実認定に関する認識の一致に努めます。万一認識が相違する場合、取引参加者は、当法人に対し意見を申し立てることができます¹⁴。

(9) 取引参加者における不備事項の改善

考查において指摘した事項については、考查後も担当審査員が継続的に当該事項の改善状況の確認を行い、取引参加者において着実な改善が実施されるよう取り組みます。また、必要に応じて改善に向けた御相談に応じる等のサポートを行ってまいります。

(10) 考查に関するサーベイ

当法人が実施した考查の状況等について幅広く御意見を伺い、審査業務の改善に役立てるべく、審査結果通知を送付した取引参加者の検査担当責任者等に、メールを中心としたサーベイを行います。

2. 取引参加者へのサポート活動

以下のセミナーや出版物等を通じ、考查の着眼点や指摘事例等をわかりやすく公表・説明することによりその理解を促し、取引参加者における内部管理態勢の自主的な改善のサポートに努めております。また、日頃の業務運営においてご不明・ご不安な事項等が生じた場合は、適宜お問い合わせください。

¹² 当法人が処分内容を決定する際の留意事項（2013年7月16日）参照。

¹³ 措置の決定に際しては、当該取引参加者の役員又は従業員の故意又は過失の有無及びその程度、社内管理態勢の状況等を総合的に勘案します。

¹⁴ 意見の申立てを受けた場合は、当該申立ての内容等を踏まえ、必要に応じて事情を聴取し、公正に審理します。

- (1) 審査実務者セミナーの開催
取引参加者におけるコンプライアンス担当者の法令等規制に係る理解の向上を目的として、審査事例や規制内容等を解説する審査実務者セミナーを、新型コロナウイルス感染症流行の状況等開催時の社会状況を踏まえた方法にて開催します。
- (2) コンプライアンス説明会の開催
取引参加者に当法人の社員を派遣し、最近の審査における指摘事例等の紹介等のコンプライアンス説明会を、新型コロナウイルス感染症流行の状況等開催時の社会状況を踏まえた方法にて実施します。
- (3) ケーススタディの改定・公表
取引参加者からの問合せや、審査において認められた指摘事例等に対する対応策を取りまとめたケーススタディハンドブックの改定を適宜行います。
- (4) 取引参加者の内部管理態勢に係るチェックポイントの改定・公表
取引参加者の内部管理態勢を整備するうえでの参考として、主要な審査項目における規制上の留意点及び各項目別の管理態勢上のチェックポイントをホームページ等にて公表しており、改定を適宜行います。
- (5) 審査結果集計及び事例集の報告
審査結果を集計し、指摘事例等とともに、取引参加者代表者及び検査担当責任者あてに報告します。

以 上